

理化学研究所放射光科学研究センターが加入している学術情報ネットワーク (SINET6)回線の L2VPN 利用規則

令和 6 年 4 月 22 日

改正 令和 6 年 7 月 1 日

SPring-8 データ・ネットワーク委員会

第 1 条

本規則は、理化学研究所放射光科学研究センター(以下、「RSC」という)が加入している学術情報ネットワーク (SINET6)回線において、RSC 以外の機関(以下、「利用機関」という)が L2VPN を利用するために必要な事項を定める。

第 2 条 (利用条件)

1. 利用機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(i) 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律に基づく業務と SPring-8 データ・ネットワーク運用責任者が認めたもの。

(ii) SPring-8 または SACLA の運用・維持に必要なものと SPring-8 データ・ネットワーク運用責任者が認めたもの。

(iii) データ転送帯域が必要な実験でかつ SPring-8 データ・ネットワーク運用責任者が必要性を認めたもの。

2. L2VPN 利用の範囲で発生する情報セキュリティインシデントの全責任は、利用機関が負うこと。インシデント対応の体制図を SPring-8 データ・ネットワーク運用責任者に提出すること。

第 3 条 (有償利用)

本規則で定める L2VPN 利用は、特段の理由がない限り有償とする。費用は、学術情報ネットワーク (SINET6)回線加入者である RSC が定めることとする。